

令和7年度償却資産（固定資産税）申告について

◆償却資産の申告時期となりましたのでご案内いたします◆

～1月17日（金）までの提出にご協力をお願いいたします～

※申告書の受付開始は1月6日（月）からとなります。

※申告書の提出期限は1月31日（金）です。

※混雑緩和のため、可能な限り郵送や電子申告にご協力ください。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人の方が事業（工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等）を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

（資産の種類と具体例については、別紙をご参照ください。）

申告していただく方

令和7年1月1日現在、甲府市内に償却資産を所有している方です。償却資産は土地や家屋とは異なり、地方税法第383条の規定により申告が義務付けられています。

提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

「償却資産申告書」及び「種類別明細書（一覧表）」

令和7年1月1日現在に所有するすべての資産について、別紙の記載例を参照いただき、必要事項を記入・押印してください。

※該当資産がない場合は、（18 備考）欄の「該当資産なし」を○で囲んで提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの
課税標準の特例がある資産を所有されている場合は、その事実を証明する書類を添付してください。

＜提出先及び問い合わせ先＞

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

甲府市役所 市民部 資産税課 家屋係

本庁舎3階⑨番窓口（土・日・祝日を除く）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

電話：055-237-5426（家屋係直通）

※提出先は本庁舎です。窓口センターでの取り扱いはできませんので、ご注意ください。詳しくは甲府市ホームページ <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/> の検索で「申告の手引き」と入力してください。

○郵送や電子申告（エルタックス）での申告も受け付けております。

※郵送の場合で、受付印を押した申告書の控えの返送を希望される方は、必ず申告書（控用）と、返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

※電子申告（エルタックス）のご利用等につきましては、下記ホームページ等をご覧ください。

【地方税共同機構】

<https://www.lta.go.jp/>

・ヘルプデスク TEL 0570-081459 9:00～17:00

・エルタックス利用時間 8:30～24:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）